

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6122-1-0	光増幅器－測定方法－第1-0部：パワーパラメータ及び利得パラメータ	Optical amplifiers－Test methods－Part 1-0: Power and gain parameters	この規格は、商品化されている光増幅器及び光増幅器サブシステム、光パワーパラメータ及び利得パラメータの測定方法について規定したものであるが、対応する国際規格IEC 61290-1がEd.2.0に、また同じ規格群の子規格で、引用規格でもあるIEC 61290-1-1 (Optical amplifiers－Test methods－Part 1-1: Power and gain parameters－Optical spectrum analyzer method)もEd.4.0に、いずれも2020年に改訂され、業界の最新動向に合わせて、新たに半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルに関する測定方法の規定が追加された。SOAのゲインリップルの測定方法に関してはこれまで規定するJISが存在しなかったため、その測定方法は明確にされていなかった。今回IEC 61290-1-1 Ed.4に対応してJIS C 6122-1-1の改正を予定しているため、その親規格であるこの規格においても、SOAのゲインリップルに関する規定を追記し、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供することが必要である。	この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法とを規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供することができることから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“光パワーパラメータ及び利得パラメータ”において、“ゲインリップル”に関する規定を追加する。 ・“測定結果”において、試験結果の記載事項として、“ゲインリップル”を追加する。	—	IEC 61290-1:2022	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C6122-1-1	光増幅器－測定方法－第1-1部：パワーパラメータ及び利得パラメータ－光スペクトラムアナライザ法	Optical amplifiers－Test methods－Part 1-1: Power and gain parameters－Optical spectrum analyzer method	この規格は、国際規格IEC 61290-1-1に対応しており、光スペクトラムアナライザを用いて光増幅器のパワーパラメータ及び利得パラメータを測定方法を規定したものである。IEC 61291-2 Ed.4にて、業界の最新動向に合わせて、半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルについて規定されたが、この項目の測定方法を参照するIEC規格がなかった。このため、2017年のフランクフルト会議で、測定方法を追加するとの合意から、IEC 61290-1-1IEC規格の改訂が行われた。国内業界の動向も同様であることから、IEC 61290-1-1に対応するこの規格においても、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供するために改正が必要である。	この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法とを規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供することができることから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、光増幅器の測定対象のパラメータに“ゲインリップル”を追加する。 ・“装置”において、ゲインリップルの測定系の説明を追加する。 ・“手順”において、ゲインリップルの規定を追加する。 ・“計算”において、ゲインリップルの規定を追加する。 ・“測定結果”において、ゲインリップルの記載を追加する。	—	IEC 61290-1-1:2020	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6184	光ファイバ用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for optical fiber	この規格は、光ファイバコネクタ端子をもち波長範囲400 nm～1 800 nmの光パワーを測定することが可能な光ファイバ用検出器を備えた光パワーメータについて、その試験に関する手順を定めたもので、1993年に制定された。その後、この規格とは別に、国際規格IEC 61315(Calibration of fibre-optic power meters)に対応したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)が制定され、2020年に最新版に改正された。これに伴い、現行規格とJIS C 6186:2020との整合性などを検証し、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格との整合、精度(誤差の限界値)の定義式の修正などが必要のため、この規格の改正が必要である。	この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際規格とも整合し、光ファイバ用光パワーメータの試験手順を標準化することができて、光ファイバ用光パワーメータの精度の均一化及び国際商取引の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ① 現行規格にはない、引用規格の箇条を設ける。また、必要に応じて引用規格を更新・追加する。 ② “標準試験条件”において、温度、相対湿度などを、他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる。 ③ “精度試験”において、精度(誤差の限界値)の定義式を修正する。 ④ “精度試験”において、精度、誤差表記に加え、不確かさ表記を追加・併記する。	—		無	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ用光パワーメータ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		(試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C6829	光ファイバ波長分散測定器校正方法	Calibration of fiber optic chromatic dispersion test sets	この規格は、光ファイバの波長分散測定器を校正するときの標準的な手順について規定したものである。通信用シングルモード光ファイバは、その種類・用途に応じて波長分散が厳密に規定されており、製造した光ファイバの品質保証には、正しく校正された波長分散測定器による確認が必要不可欠である。波長分散測定器の校正法は、国際規格IEC 61744で規定されおり、これに対応する国内規格として、この規格が2005年に制定された。最近、IECにおいてIEC 61744の改訂が行われていて、従来のEd. 2.0からEd. 3.0に変更となるIEC/AFDIS 61744:2022が発行され、適用範囲の作業手順が削除されるなどの変更がされている。そのため、なるべく早期にこの規格を改正し、対応国際規格の技術水準に整合させる必要がある。	早期に対応国際規格と整合した規定とすることによって、国内での波長分散測定器の校正業務における国際規格との乖離を防止することができる。また、校正済の波長分散測定器による測定結果の信頼性が担保され、光ファイバの品質管理の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、波長分散測定器の校正の点検及びこれに伴う校正期間の延長に関する記載事項を適用範囲から削除する。これに伴い、この項目の内容を記載した“校正点検手順”の該当箇所を削除する。 ・“校正”において、従来、校正の点検の方法としていた基準光ファイバを用いた校正法を、校正方法の一つとして新たに追加する。これに伴い、基準光ファイバを用いた校正法を規定する箇条を新たに設ける。 ・従来、本規格の対象となっていたパルス法による分散測定及びこれを用いた装置を対象から除外する。これに伴い、“遅延校正手順”において、該当部分を削除する。	—	IEC/AFDIS 61744:2022	IDT	第2条の該当号: 4(検定方法) 対象事項: 波長分散測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		(国際標準をJIS化するもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第1部:通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part1: General and guidance	この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品に対する試験方法の規格群で規定している基本試験及び測定手順に関する通則について規定したもので、IEC 61300-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures Part 1:General and guidance)を基にしている。2019年の2回目の改正後、最新の技術動向に対応するために対応国際規格IEC 61300-1が2022年に改訂され、第5版となった。用語の定義が大きく更新されたほか、測定不確かさに関する規定の追加、A1光ファイバの詳細な種類の追加、詳細を定めていない光ファイバ及び方形導波路についてのマルチモード励振条件の追加、エンサークルドフラックスの要求値に対して、これまで定めていた下限及び上限値に加えて、目標値の追加などの諸変更が行われている。測定不確かさの取り扱いの明確化、多様な光ファイバ、方形導波路などのより詳細な励振条件の追加などは、国内においても、光受動部品への多様な光ファイバ及び方形導波路の適用を容易にするものであり、IEC規格の最新の技術水準に合わせるために、この規格の改正が必要である。	この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できる光ファイバ及び方形導波路の種類が増え、市場の混乱回避と取引の円滑化とが見込まれ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、測定の不確かさをなど10の用語を追加する。 ・“JIS C 61300-3規格群の要求事項”において、測定の不確かさについての規定を追加するとともに、“損失変動に対する要求事項”の“損失変動差”に関する規定を削除する。 ・“励振条件”において、“A1光ファイバ”について詳細な種類の記載を追加するとともに、それ以外の光ファイバ及び方形導波路の励振条件を追加する。 ・現行規格の附属書で規定しているエンサークルドフラックス(EF)及びエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の光パワーの求め方の規定を、EFについての規定を附属書Aに、EAFについての規定を新設する附属書Bに分離するとともに、それぞれ目標値を新たに規定する。	—	IEC 61300-1:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-5	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-5部:試験－光ファイバクランプ強度(ねじり)	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-5: Tests－Torsion	この規格は、取付け時及び通常時に加わる引張力を加えた状態でのねじり力に対する、光ファイバ付きコンポーネント及びクロージャのコードクランプ部の強度を試験する方法について規定したもので、2009年に発行されたIEC 61300-2-5(以下、対応国際規格という。)を基に2013年に制定された。対応国際規格では、最新の技術及び市場動向に合わせるため、2022年に試験手順の見直し及び気密クロージャの試験を追加した第4版に改訂された。この規格は、光受動部品、光能動部品、光コネクタ以外にも、情報通信機器など100を超えるJISで引用されていることから、最新の対応国際規格の技術水準に合わせた規定とするため、この規格の改正が必要となった。	最新の技術及び市場動向を反映した対応国際規格と一致した規定に改正することにより、市場の混乱を避け、取引の円滑化及び国内市場の活性化を促す効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格にはない“用語及び定義”の箇条を新たに設ける。 ・“装置”の“概要”において、測定装置の図を追加する。また、“光ファイバコード保持具”及び“光源及び光検出器”に、それぞれの具体的な仕様に関する要求事項を追加する。 ・“手順”の“固定”において、光ファイバ保持具の仕様に関する規定を、上記の装置での規定に変更する。また、“気密クロージャの封止特性試験”及び供試品の“復帰”に関する規定を追加する。	—	IEC 61300-2-5:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ付きコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	